東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画修正に伴う 関係自治体との協議の開始について

当社は、原子力災害対策特別措置法*1に基づき、東海発電所・東海第二発電所の原子力事業者防災業務計画*2について、毎年の見直し検討を行うとともに今年度の修正案を取りまとめ、本日、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせします。

- 1. 協議対象の関係自治体 茨城県、東海村
- 原子力事業者防災業務計画修正案の主な概要 東海第二発電所安全性向上対策工事の進捗に伴う周辺監視区域境界の変更 資機材に関する記載の明確化 等
- 3. 原子力事業者防災業務計画の修正予定日 2026年1月16日(金)
- ※1:原子力災害対策特別措置法(原災法)

1999年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、2012年6月に改正された。

※2:原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成すること及び毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。原子力事業者防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

このページでは、機器の軽度な故障等で、法令の定めでは国への報告の必要がなく、トラブルとされていない情報(保全品質情報[※])等を掲載しています。

※保全品質情報:国へ報告する必要のない軽微な事象であるが、設備の信頼性を向上させる観点から電力各社は もとより、産官学で情報共有化することが有益な情報です。